

令和8年5月
第180号

国保だより

編集
川崎市健康福祉局
医療保険部医療保険課

子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援金に係る保険料は6月に決定し、徴収開始します。

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まり、子ども・子育て支援の拡充に充てるため、医療保険料とあわせて、子ども・子育て支援金の保険料をご負担いただきます。
川崎市国保の子ども・子育て支援金の保険料率は6月初旬に決定しますので、6月中旬に送付する納入通知書で、金額をご確認ください。

- ※ 令和8年4月から令和9年3月までの保険料を、6月以降にお支払いいただきます。
- ※ こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。)の均等割額については、川崎市内の18歳以上の国保加入者が全員で負担するため、全額軽減されます。

子ども・子育て支援金制度 Q&A

お問い合わせ
こども家庭庁コールセンター 0120-303-272
(受付時間 平日9時から18時)

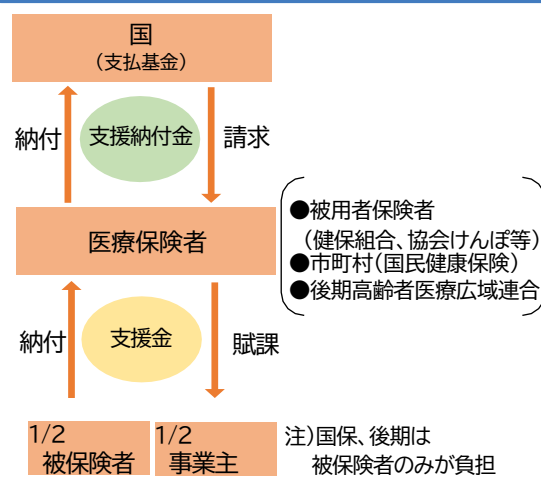
Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの？

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

支援金の徴収の流れ



Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



こどもまんぷく
こども家庭庁



こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」

子ども・子育て支援金により拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
- ※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
- ※ 令和8年10月分から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
- ※ 令和8年度より全国実施

「資格情報のお知らせ」の年次更新の終了について ～70歳未満でマイナ保険証をお持ちの方向け～

川崎市国保では、これまで健康保険証等の有効期限を7月31日に設定していたことから、毎年7月に全被保険者を対象に8月から使用できる新しい健康保険証等を交付（更新）してきました。

しかし、**70歳未満、かつ、マイナ保険証をお持ちの方に交付している「資格情報のお知らせ」には、原則として、有効期限がありません。川崎市国保に加入している間は、引き続きご利用いただけます。そのため、これに該当する方には、令和8年7月に新たに「資格情報のお知らせ」を交付いたしません。**何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、**令和8年7月に「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」の交付（更新）対象の方は、次のとおりです。**

令和8年7月の「資格確認書」の交付(更新)対象者

- ・ マイナ保険証をお持ちでない方
(マイナンバーカードは持っているが、健康保険証の利用登録をしていない方も含みます。)
- ・ やむを得ない理由によりマイナ保険証での医療機関等の受診が困難である旨を申請された方
- ・ 医療機関等での資格等情報閲覧ができない設定をされた方 (DV・虐待等被害者など)

令和8年7月の「資格情報のお知らせ」の交付(更新)対象者

- マイナ保険証をお持ちで、次のいずれかに該当する方 (上記「資格確認書」の交付対象者は除きます。)
- ・ 70歳以上の方
- ・ 令和9年7月1日までに70歳を迎える方
- ・ 令和9年7月30日までに在留期間が切れる外国籍の方
- ・ 令和7年6月以降に「資格確認書」が交付されている方で、令和8年5月下旬までにマイナ保険証の利用登録をされた方 (すでに「資格情報のお知らせ」の交付を受けた方は除きます。)

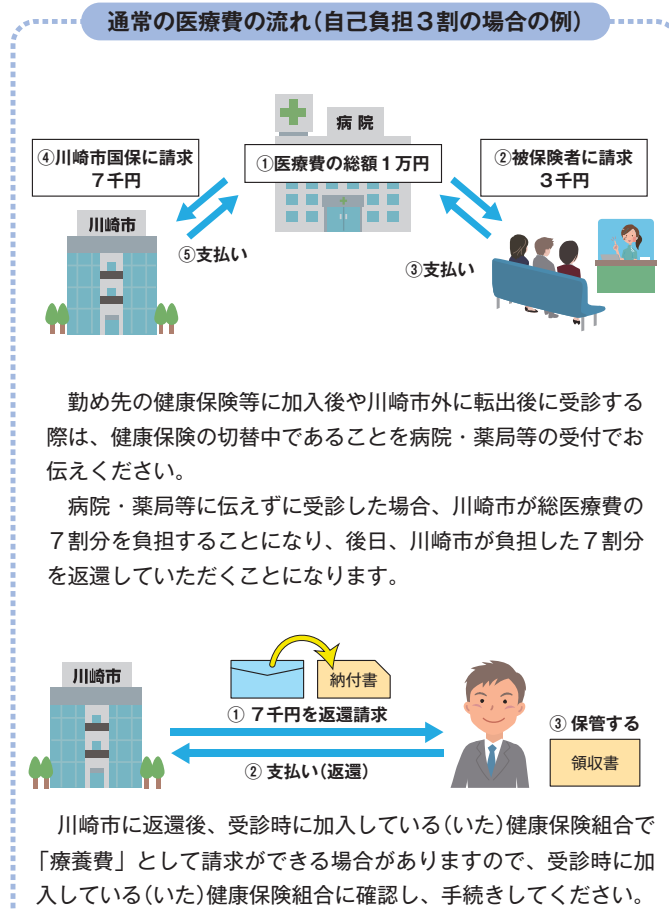
上記に該当しない方で、お手元に「資格情報のお知らせ」がない方は、川崎市保険コールセンター(044-200-0783)までお問い合わせください。「資格情報のお知らせ」の交付履歴を確認いたします。「資格情報のお知らせ」がすでに交付されている場合は、「資格情報のお知らせ」の再交付申請が必要になりますので、ご了承ください。

川崎市国保の脱退には、届出が必要です！

勤め先の健康保険等に加入したときなどは、国保の脱退の届出が必要です。**自動的に脱退扱いにはならず、保険料の請求が続きますので、必ずお住まいの区の区役所まで届出をお願いします。**

脱退の届出後に、勤め先の健康保険等に加入した日に遡って保険料を再計算し、保険料を納めすぎている場合は還付します。

ただし、保険料の計算ができる期間には2年の時効がありますので、お早めに届出をお願いします。



届出に必要なもの 勤め先の健康保険等に加入した場合
・ 勤め先の健康保険等に加入したことを証明するもの (資格確認書、資格情報のお知らせ(資格情報通知書)、資格取得証明書等)
・ 川崎市が発行した国民健康保険資格確認書 (資格確認書をお持ちでない方は不要)
・ 世帯主及び国保を脱退する方のマイナンバーがわかるもの (マイナンバーカード等)
・ 来庁者の本人確認書類
・ 委任状 (別世帯の代理人が届出をする場合に限り)

※国保の脱退だけでなく、加入する場合もマイナ保険証の有無に関わらず届出が必要になります。

勤め先の健康保険等への加入による国保脱退の届出はインターネットでも可能です

勤め先の健康保険等に加入したことにより川崎市国保を脱退される方については「オンライン手続きかわさき」で(川崎市HP)の届出も可能です。区役所へ来庁することなく、お手持ちのパソコン・スマートフォンでの手続きが可能ですので、よろしければご利用ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000068126.html>

- ※初めて「オンライン手続きかわさき」を利用する方は、利用者登録が必要です。
- ※届出の際には、勤め先の健康保険等から交付された新しい資格確認書又は資格情報のお知らせ(資格情報通知書)等の写真またはスキャンした画像を添付していただく必要があります。
- (勤め先の健康保険等に加入した被保険者・被扶養者の方全員分)

※**勤め先の健康保険等への加入以外の事由による川崎市国保の脱退にはご利用できません**のご注意ください。

勤め先の健康保険等からの脱退による国保加入の届出はマイナポータルでも可能です

勤め先の健康保険等を脱退したことにより川崎市国保に加入される方については、「マイナポータル」での届出も(川崎市HP)可能です。詳細は、川崎市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000174780.html>

届出にはマイナンバーカードや健康保険資格喪失証明書が必要になります。マイナンバーカードをお持ちでない方や勤め先の健康保険等からの脱退以外の事由による川崎市国保の加入にはご利用できませんので、お住まいの区の区役所にてお手続きをお願いします。

※「オンライン手続きかわさき」では、国保加入の手続きはできません。

皆さんと川崎市がともに築く健康な社会への一歩

川崎市国民健康保険の令和6年度医療費は904億9,000万円で、被保険者一人あたりの年間医療費は約40万円となっており、一人あたり医療費は増加傾向にあります。

また、糖尿病や高血圧など生活習慣病の医療費は全体の約2割にのぼります。生活習慣病は、食生活の乱れ、運動不足、喫煙等の生活習慣により発症し、その後は継続的に通院・服薬を行うことになるため、個人の支払う医療費も高くなります。しかし、毎年健康診査を受けて健康的な生活を送ることで、発症や重症化を予防することができます。

医療費の増大は毎月の保険料にも影響を与えます。必要な医療はもちろん受けることが重要ですが、一人ひとりが健康的な生活を送り、予防と早期対応、適正受診を心がけましょう。より良い医療制度を存続させるため、御協力をお願いします。



令和8年度国民健康保険料の軽減制度について

令和8年度における国民健康保険料（以下「保険料」といいます。）の軽減制度の基準は次のとおりです。軽減の適用を受けるためには対象となる方の所得の確認が必要ですので、所得の申告をお願いします。

所得の基準による保険料(均等割額)の軽減措置

申請は必要ありません。

令和7年中の所得が次の基準に該当する世帯は、保険料の「均等割額」が軽減されます。

基準	軽減割合
総所得金額等 ≤ 43万円 + (給与所得者等(※)の数-1) × 10万円	7割
総所得金額等 ≤ 43万円 + (給与所得者等(※)の数-1) × 10万円 + (31万円 × 被保険者数)	5割
総所得金額等 ≤ 43万円 + (給与所得者等(※)の数-1) × 10万円 + (57万円 × 被保険者数)	2割

※ 給与収入が55万円を超える方、公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、又は公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方

軽減措置の判定に用いられる「総所得金額等」

賦課期日(当該年度の4月1日)・年度途中で国民健康保険に加入した世帯の場合は、国民健康保険に加入した日。○)時点において、同一世帯における世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主も含みます。)&及び被保険者の「総所得金額等を合計した金額」となります。

未就学児の保険料(均等割額)の軽減措置

申請は必要ありません。

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児(※)の保険料の「均等割額」について5割を減額します。所得の基準による保険料の軽減措置に該当する世帯の場合は、その適用後の均等割額を更に5割減額しますので、例えば7割軽減世帯の未就学児の方は、残りの3割について5割を減額するため、合わせて8.5割の軽減になります。

所得の基準による軽減	未就学児以外の方の軽減割合	未就学児の方の軽減割合
7割軽減世帯	7割	8.5割
5割軽減世帯	5割	7.5割
2割軽減世帯	2割	6割
軽減なし世帯	軽減なし	5割

※ 令和9年3月31日時点で6歳以下の被保険者(令和2年(2020年)4月2日以降生まれの方)

川崎市独自の保険料(所得割額)の軽減措置

申請は必要ありません。

保険料の負担を軽減するため、川崎市では独自の軽減措置として、当分の間、賦課期日時点において次の基準に該当する被保険者が世帯にいる場合、賦課基準額から一定金額を控除して保険料の「所得割額」を算定します(①及び②については、同一世帯の被保険者のうち「最も賦課基準額が高い被保険者」から、③については「当該控除を有する被保険者」から控除します。)

なお、非自発的失業者に対する保険料の軽減措置(右ページ参照)にも該当する場合、川崎市独自の軽減措置を適用して計算した賦課基準額と、非自発的失業者に対する軽減措置を適用して計算した賦課基準額のいずれか低い賦課基準額を基にして保険料を算定します。

基準	控除する金額
① 令和7年12月31日現在で16歳未満の被保険者(※)	33万円 × 該当人数
② 令和7年12月31日現在で16歳以上19歳未満の被保険者(※)	12万円 × 該当人数
③ 令和8年度の住民税の申告に「障害者控除」がある被保険者	控除相当の金額

※ 令和7年中の合計所得金額が58万円以下であること

申請等が必要となる保険料の軽減・減免制度について

以下の軽減・減免措置の適用を受けるためには、お住まいの区の区役所保険年金課への届出・申請が必要です。来庁が難しい場合は、お電話でご相談ください。

非自発的失業者に対する保険料の軽減措置

届出が必要です。

倒産、解雇、雇い止めなどを理由とした離職をされた方で、次の基準に該当する場合は、保険料が軽減されます。

対象となる方	令和7年3月31日以降に退職された方で、雇用保険制度にて「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」として求職者給付を受ける方(※) ※ 「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格者通知」の離職理由の番号(2桁)が、11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当される方が対象となります。 ※ 「雇用保険特例受給資格者証(特)」及び「雇用保険高年齢受給資格者証(高)」をお持ちの方は、対象となりません。
軽減内容	離職された方の「給与所得」を100分の30として保険料を計算します。
軽減期間	離職年月日の翌日の属する年度の翌年度まで (軽減期間内に国民健康保険の資格を喪失する場合は、喪失までの期間)
届出に必要なもの	<input type="radio"/> 被保険者番号がわかるもの <input type="radio"/> 該当の方の雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格者通知(※)

出産被保険者に対する保険料の軽減措置

届出が必要です。

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する国保加入者の産前産後期間に相当する保険料を軽減する制度があります。

対象となる出産	※妊娠85日(4か月)以降の出産が対象です。(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含みます。)
軽減内容	単体妊娠の方: 出産(予定)月の前月から4か月間の所得割額と均等割額の合計額を減額 多胎妊娠の方: 出産(予定)月の3か月前から6か月間の所得割額と均等割額合計額を減額
届出受付期間	出産予定日の6か月前から届出ができます。(出産後の届出も可能ですが、保険料の計算ができる期間には2年の時効があります。)
届出に必要なもの	<input type="radio"/> 被保険者番号がわかるもの <input type="radio"/> 母子健康手帳等(出産予定日や妊娠の状態がわかるもの) ※ 出産後の届出の場合、国保加入者と子の親子関係が確認できるもの(出生届出済証明がされた母子健康手帳等)が必要です。

保険料の減免措置

申請が必要です。

世帯主(納付義務者)又は被保険者が次のような場合で保険料の支払いが困難となった場合は、一定の基準に該当した世帯の保険料を減額又は免除する制度があります。令和8年度保険料の減免申請は、6月中旬にお送りする納入通知書が届いた後に、保険料の納期限内に行ってください。なお、納付済の保険料については、減免が適用されません(災害・給付制限減免を除きます。)。申請に必要なものは事由によって異なりますので、申請先にお電話でお問い合わせください。

減免の種類	基準
災害減免	居住する家屋又は事業所が、震災、風水害、落雷、火災、その他の災害により著しい損害を受けた場合
生活困窮減免	長期にわたる病気、ケガ等の理由により生活が困窮した場合
収入減少減免	退職、事業の休止等により収入(事業収入、不動産収入、給与収入、年金収入)が著しく減少し、かつ活用すべき資産が一定の額以下の場合
給付制限減免	刑事施設、少年院等に拘禁又は収容された場合

後期高齢者医療制度に加入した方の被扶養者に係る減免措置

申請が必要です。

今まで職場の健康保険等に加入していた方(加入者本人)が、75歳に到達する等により「後期高齢者医療制度」に加入することに伴い、その被扶養者の方(65歳~74歳の方のみ)が、新たに国民健康保険に加入する場合、申請により保険料を減額又は免除する制度があります。

減免内容	所得割額: 免除 均等割額: 所得の基準による保険料の軽減措置前の均等割額の5割を減額
減免期間	所得割額: 国民健康保険に加入した月以降、当分の間(期限は定められていません) 均等割額: 国民健康保険に加入した月以降、2年を経過するまで
申請に必要なもの	<input type="radio"/> 被保険者番号がわかるもの <input type="radio"/> 該当の方の資格喪失証明書

保険料の「最高限度額」の引上げについて

国民健康保険法施行令の改正により、次のとおり保険料の最高限度額が変更になりました。最高限度額の引上げは、高所得者により多くの負担を求めることとなりますが、一方で、中間所得者及び低所得者の負担を緩和する効果があります。

年度	医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども支援金分	合計
令和7年度	66万円	26万円	17万円	—	109万円
令和8年度	67万円(1万円増)	26万円	17万円	3万円(新設)	113万円(4万円増)

国民健康保険料の訪問収納民間委託について

川崎市では、国民健康保険料納付忘れの方に対して、川崎市が委託する事業者より、お電話やSMS(ショートメッセージサービス)によるご案内やご自宅への訪問収納を実施しております。
訪問員は、身分証を携帯しており、必ずお見せします。訪問員が、民間事業者名義の振込口座を指定した請求書の送付や、金融機関のATM(現金自動預け払い機)の操作案内はしません。

保険料の支払いは、便利な口座振替で

国民健康保険料の支払いは、口座振替が便利です。お申し込みは、金融機関窓口、各区役所保険年金課窓口、又はインターネットから可能です。
詳細は右記の二次元コードからご確認ください。



国民健康保険料の納付方法について

一部負担金(窓口負担額)の減免について

失業や災害などで収入が減り、一部負担金(医療機関等での窓口負担額)を支払うことが困難なときは、その状況に応じて原則3か月以内の期間で一部負担金を減額又は免除する制度があります。次の特別の理由のいずれかに該当し、収入の基準(生活保護基準の136%以下)にも該当することが条件となります。なお、一部負担金の減免を受けるためには、医療費の見込額(医療機関等での記入が必要です。)の他、特別の理由及び収入の基準に該当していることを証明する資料をご用意のうえ、事前に申請する必要があります。詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金課国民健康保険担当にお問合せください。

特別の理由		収入の基準	
免除	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき	減額	当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、生活保護法に規定する基準生活費の116%以下のとき
	疾病又は負傷等により、収入が減少したとき 事業の休止止又は失業等により、収入が著しく減少したとき これらに類する事由があったとき		当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、生活保護法に規定する基準生活費の116%を超え、136%以下のとき

交通事故等にあったら

交通事故や傷害など第三者(加害者)の故意または過失(「第三者行為」といいます。)により負った傷病の治療に要する費用は、加害者が負担するのが原則ですが、国民健康保険で治療を受けることもできます。
そのようなときは「第三者行為による傷病届」の提出が義務付けられていますので、必ず次の届出窓口宛て届け出てください。
国民健康保険で治療したときは、加害者が負担すべき治療費を川崎市が一時立て替えて医療機関等に支払い、後日加害者に損害賠償請求します。

届出窓口	区役所保険年金課
届出に必要なもの	<input type="radio"/> 第三者行為による傷病届 【届出には、警察(自動車安全運転センター)発行の交通事故証明書等の添付書類が必要になります。詳しくはお問い合わせください。】 <input type="radio"/> 申請者(世帯主)の本人確認書類

一定の障害がある65歳~74歳の方について

65~74歳で一定の障害がある方が申請し、広域連合に認定された場合は、75歳になる前であっても後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度への加入により、医療機関にかかるときの自己負担割合や保険料が下がる場合※があります。なお、一定の障害とは、障害基礎年金1級または2級の国民年金証書をお持ちの方、身体障害者手帳1~3級または4級の一部の方、療育手帳A1またはA2の方、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方が該当します。
詳しくはお住まいの区の区役所保険年金課にお問合せください。

※ 後期高齢者医療制度に加入した場合と加入しなかった場合のどちらの方が自己負担割合や保険料が下がるかは、所得、世帯等の状況により異なります。

がん検診の受診率向上のためのアンケートにご協力ください!!

現在、がん検診に関するアンケートを実施しています。がん検診の受診率向上に向けて、右記の二次元コードから皆様のご協力をお願いいたします。(2~3分程度のアンケートになります。)

川崎市 がん検診

検索

お問合せは、
コールセンターを
ご利用ください国民健康保険・後期高齢者医療の制度全般や
介護保険料に関するお問合せは、
「川崎市保険コールセンター」へ

☎044-200-0783

ご利用時間

平日: 8時30分から17時15分まで

第2・第4土曜日: 8時30分から12時30分まで

※ 土曜(第2・第4土曜を除く)、日曜、祝日、年末年始はご利用できません。
※ ご利用には、通話料がかかります。